

災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車・待機支援車の 運送及び運転操作業務）に関する基本協定(案)

（目 的）

第1条 この協定は「中国地方整備局災害対策用機械機器の管理運営要領」に基づき、風水害、地震等の自然災害発生時等において、迅速かつ的確に災害復旧支援活動（以下、「支援活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「甲」という。）は、災害が発生した場合、もしくはその恐れがある場合、必要に応じ「株式会社 ○○」（以下、「乙」という。）に対し、第3条に規定する支援活動の協力を要請することができるものとする。

（支援活動内容）

第3条 甲が、乙に対し実施の要請を行う支援活動内容は、原則として、甲の指示に基づき次の①～⑦の災害対策用機械のうち、別紙に示す乙が担当する車両により、支援活動（保管場所から活動場所等までの運送（帰還含む）及び排水ポンプ車の排水作業（片付け・帰還後の簡易清掃含む）、照明車の照明点灯操作（片付け含む）等）を行うものとする。

なお、激甚な災害発生等の理由により、別紙に示す乙が担当する災害対策用機械以外の車両について支援活動を要請する場合がある。

① 排水ポンプ車（機械番号：R 0 6－4 7 0 2）

② 排水ポンプ車（機械番号：2 4－4 7 0 7）

③ 排水ポンプ車（機械番号：2 4－4 7 0 8）

④ 排水ポンプ車（機械番号：2 5－4 7 0 7）

⑤ 照明車（機械番号：2 9－4 7 0 2）

⑥ 照明車（機械番号：R 0 2－4 7 1 5）

⑦ 待機支援車（機械番号：R 0 3－4 7 0 4）

2. 車両更新等に伴い、協定対象の災害対策用機械を変更・追加する場合は、別途通知する。

（支援活動の実施区間）

第4条 支援活動の実施区間は、岡山県内の岡山河川事務所管理区間を除く地域を原則とする。

ただし、激甚な災害発生等の理由により、岡山河川事務所管理区間及び岡山県外の広域的な支援活動を要請する場合がある。

（支援活動の要請）

第5条 甲は、乙に対し第4条の支援活動の必要が生じた場合は書面又は電話（第一報）等の方法により要請するものとする。

2. 乙は、前項の要請を受ける者を、あらかじめ書面により甲に通知するものとする。

3. 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

（支援活動の指示）

第6条 支援活動に関する直接の指示は、保全対策官（管理課）又は甲が指定した者（以下、「保全対策官等」という。）が行うものとする。

2. 前項の指示があった場合、乙は活動状況を適宜、保全対策官等へ報告するものとする。

（支援活動の実施）

第 7 条 乙は、第 5 条に基づく出動等（待機・招集・出動）の要請があった場合は、速やかに支援活動を実施するものとし、甲と乙は速やかに支援活動に関する契約を締結するものとする。

（支援活動の完了報告）

第 8 条 乙は、支援活動完了後、保全対策官等に対し、すみやかに書面（第一報は電話で可）により内容を報告するものとする。

（費用の請求）

第 9 条 乙は、第 7 条により締結した契約に基づき、支援活動完了後、支援活動に要した費用を甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 10 条 甲は、第 9 条の規定により請求を受けたときは、内容を精査しその費用を支払うものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第 11 条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（損害の負担）

第 12 条 支援活動の実施に伴い、甲乙双方の責めにも帰すことができないものにより第三者に損害を及ぼしたとき、又は排水ポンプ車、照明車並びに待機支援車に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその旨を書面により甲に報告するものとし、その処置については甲乙協議して定めるものとする。

2. 支援活動の実施に伴い、明らかに乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は排水ポンプ車、照明車並びに待機支援車に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 支援活動の実施に伴い、明らかに甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は排水ポンプ車、照明車並びに待機支援車に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練等）

第 13 条 甲乙が調整した期間において、排水ポンプ車の排水作業の作業手順の確認及び照明車の点灯作業手順の確認を実施するものとする。

なお、この作業手順の確認に要する契約については別途行うものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 15 条 この協定の有効期限は、令和 8 年 1 2 月 1 6 日から令和 1 0 年 1 2 月 1 5 日までとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局
 岡山河川事務所長 小平 剛弘

乙 株式会社 ○○
 代 表 取 締 役 ○○ ○○